

成年後見制度概論

東京大学大学院教育学研究科
飯間敏弘

1. 成年後見制度の概要

成年後見制度とは…

- ・ **対象者** (誰に): 精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人のために、
- ・ **支援者** (誰が): 家庭裁判所 (または本人) によって選ばれた後見人が、
- ・ **目的** (何のために): 本人を法的に支援・保護し、その権利を擁護するために、
- ・ **手段** (何をするのか): 本人の財産管理や身上保護 (本人の生活や療養看護の法的支援) などを行う

…制度である。

成年後見制度の理念

成年後見制度 の3つの理念

自己決定の尊重

本人の意思を最大限尊重しようとする考え方

残存能力の活用

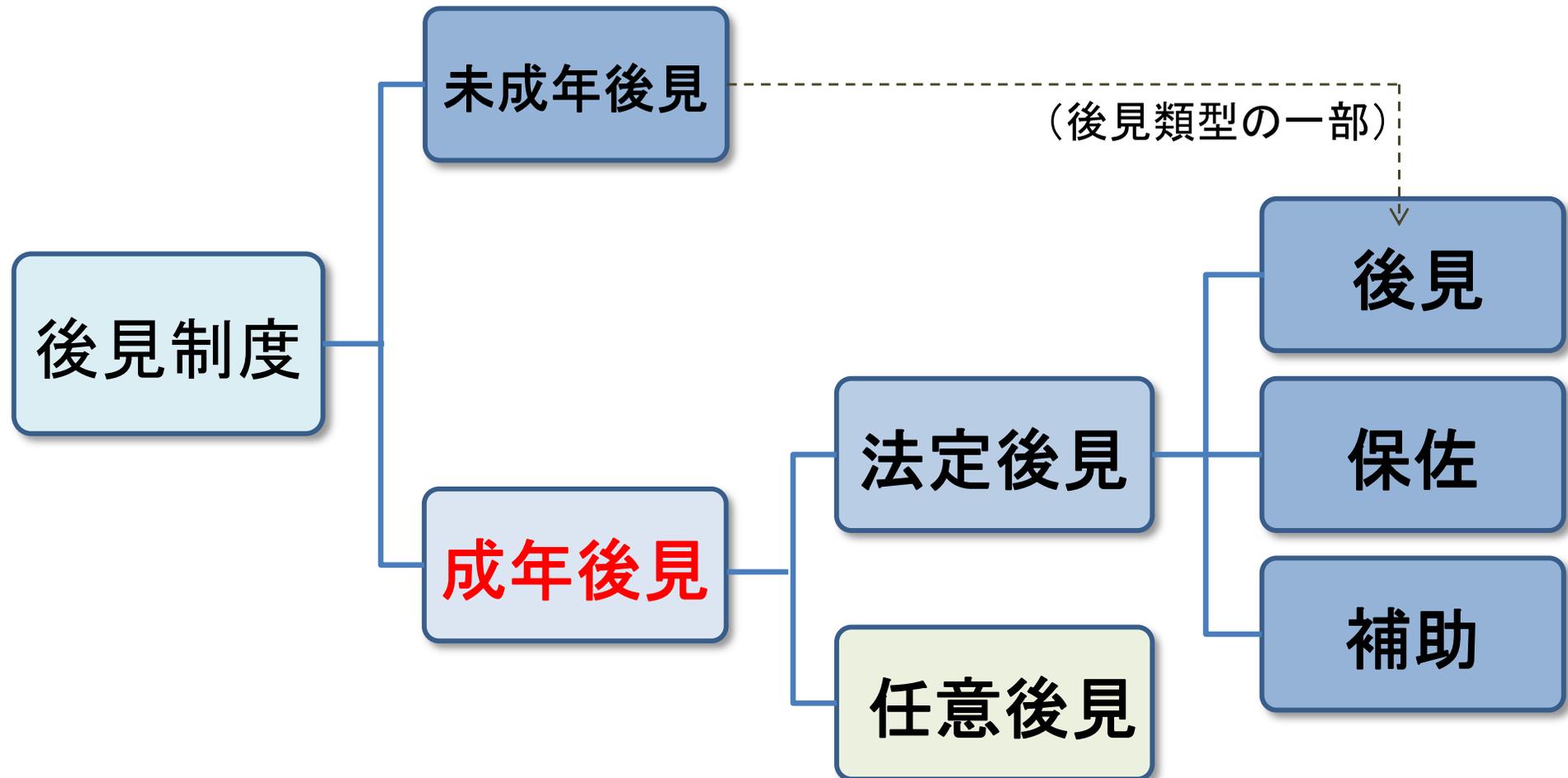
本人が今なお有している能力を最大限引き出そうとする考え方

ノーマライゼーション

障がい者や認知症高齢者等を特別なグループとして社会から隔離するのではなく、可能な限り社会の一員として地域社会で通常的生活が送れるような環境や条件を作り出そうとする考え方

後見制度の種類

後見制度は、「未成年後見」と「**成年後見**」の2つから構成。
成年後見制度は、「法定後見」と「任意後見」の2つから構成。
法定後見はさらに「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分かれる。



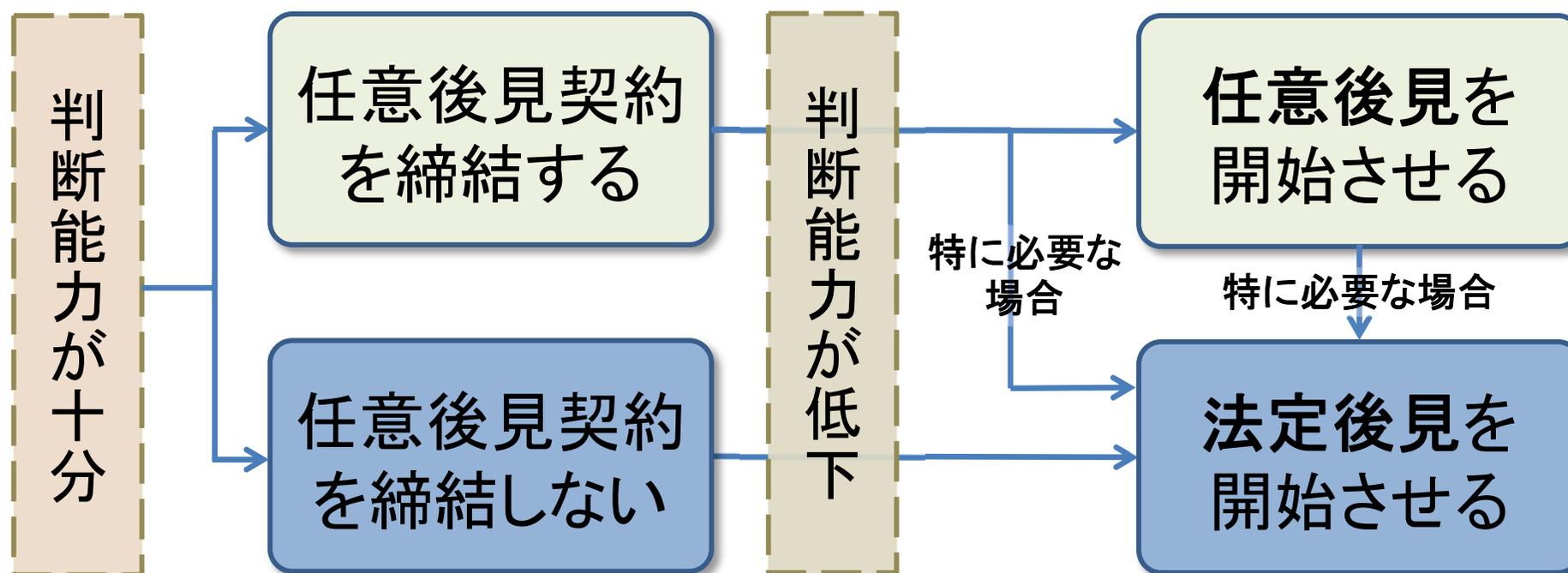
法定後見と任意後見

- ・法定後見＝本人の判断能力が低下した**後**に、家庭裁判所に後見等開始の申立てを行い、後見を開始させるもの。
- ・後見（支援）の内容＝法律（主に民法）に規定された条文の内容、および家庭裁判所の審判の内容に依存。
→本人の意思を反映させにくい。

- ・任意後見＝本人の判断能力が低下する**前**に任意後見契約（後見人や支援の内容を事前に決めておく契約）を結んでおき、判断能力が低下した後に、家庭裁判所への申立てにより契約を発効させて後見を開始させるもの。
- ・後見（支援）の内容＝任意後見契約の内容に依存。
→本人の意思を反映させやすい。

法定後見と任意後見の関係

- ・任意後見契約を締結している場合… 本人の判断能力が低下したとき、任意後見を開始することができる。
 - ・任意後見契約を締結していない場合… 任意後見を開始できないので、法定後見を開始することになる。
- * 原則、**任意後見優先**（ただし、本人の利益のため特に必要な場合、法定後見を開始することができる。）
- * 両方の制度を同時に利用することはできない。



成年後見制度の対象者

- ・成年後見の対象者となる要件＝
「①**精神上の障がい**」により、
「②**判断能力（事理を弁識する能力）が低下して
いる**」人
* 未成年者も利用可能。

- ・精神上の障がい＝**認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がい**など

- ・事理を弁識する能力（**事理弁識能力**）＝自己の行為の結果について認識し、判断する**精神的**能力

成年後見制度の対象者像

	法定後見			任意後見
	後見	保佐	補助	
本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人	本人
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
本人の精神状態	事理を弁識する能力を欠く常況	事理を弁識する能力が著しく不十分な状態	事理を弁識する能力が不十分な状態	事理を弁識する能力が不十分な状況
具体的な状態	<p>自己の財産を管理・処分できない状態。 日常生活に必要な買い物なども自分ではほとんどできず、誰かに支援してもらった必要がある状態。</p>	<p>自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な状態。 日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産の管理・処分は、自分一人では難しく、誰かの支援が必要な状態</p>	<p>自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある状態。 基本的には財産の管理・処分は自分でできるが、失敗して損失を被る危険性が高いので、誰かに支援してもらった方がよい状態。</p>	<p>左3つの状態の人を全て含む。</p>

資格制限の撤廃

- ・**成年被後見人と被保佐人**は、法律上、様々な資格や地位等の制限を受けていた。

- ・国家公務員、地方公務員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、一級・二級建築士、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、弁理士、社会福祉士、介護福祉士、社会保険労務士、精神保健福祉士、校長または教員、会社の取締役等、一般社団法人・財団法人の役員など、およそ200ほどの資格等の制限があった。
- ・また、選挙権・被選挙権も制限されていた。



- ・これらはすべて撤廃された。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（整備法）」(2019年6月)が成立。

※他方、**補助と任意後見**については、もともとこのような資格制限は全くなかった。

後見人および後見監督人の条件

・後見人(後見監督人)になるために、特に資格などは必要とされない。

*ただし、①法律上の欠格事由に該当する場合、②原則として本人と利益相反の関係にある場合、は選任されない。

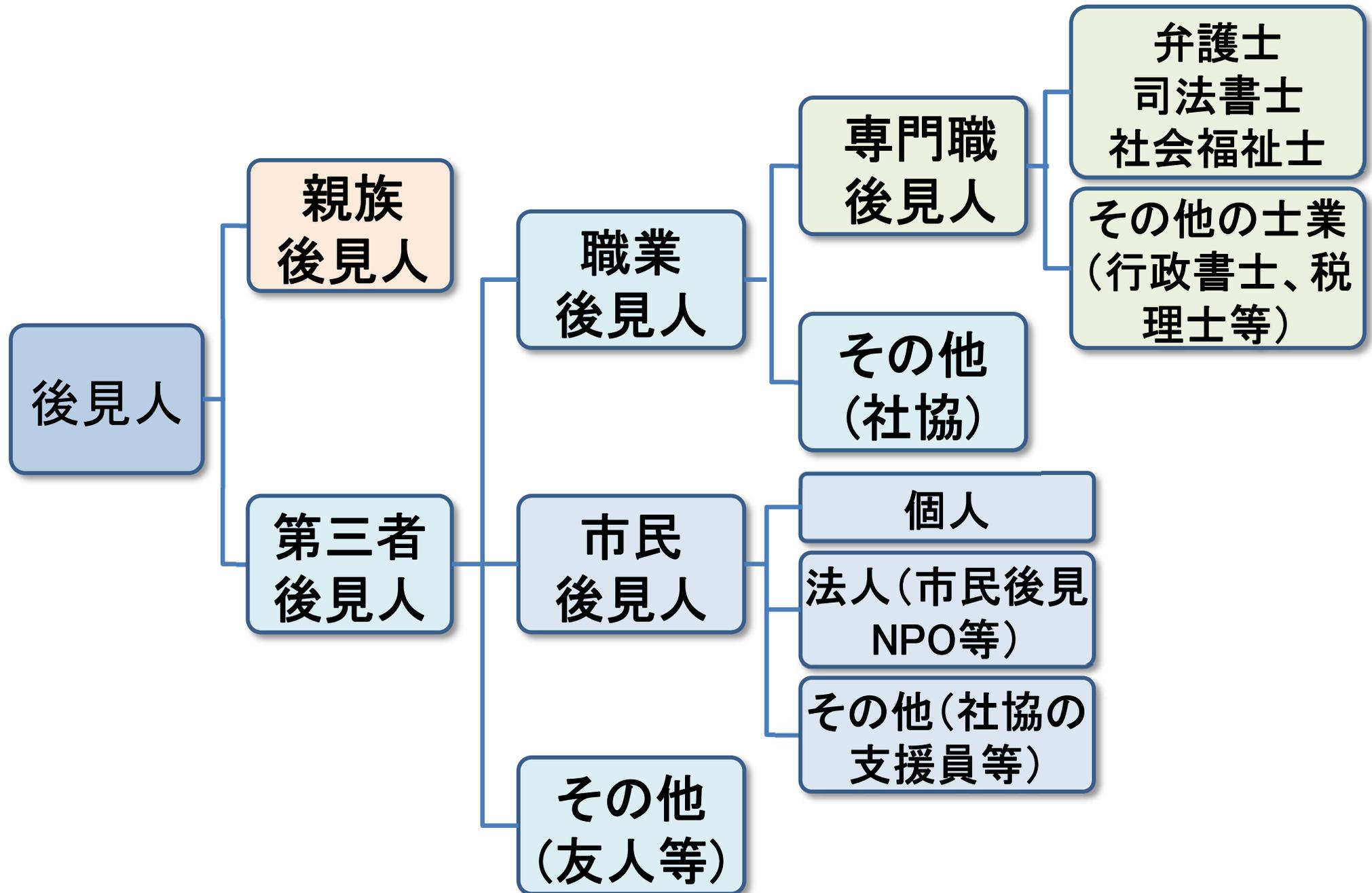
*また、法律等の知識や支援の経験を有する方が望ましい。

・後見人(監督人)は、一人だけでなく複数人を選任することもできる。

・また、一人の人が、複数の人の後見人(監督人)になることもできる。

・自然人だけでなく法人も、後見人(監督人)になれる。
(社会福祉協議会、NPO法人、一般社団法人など)

後見人の属性

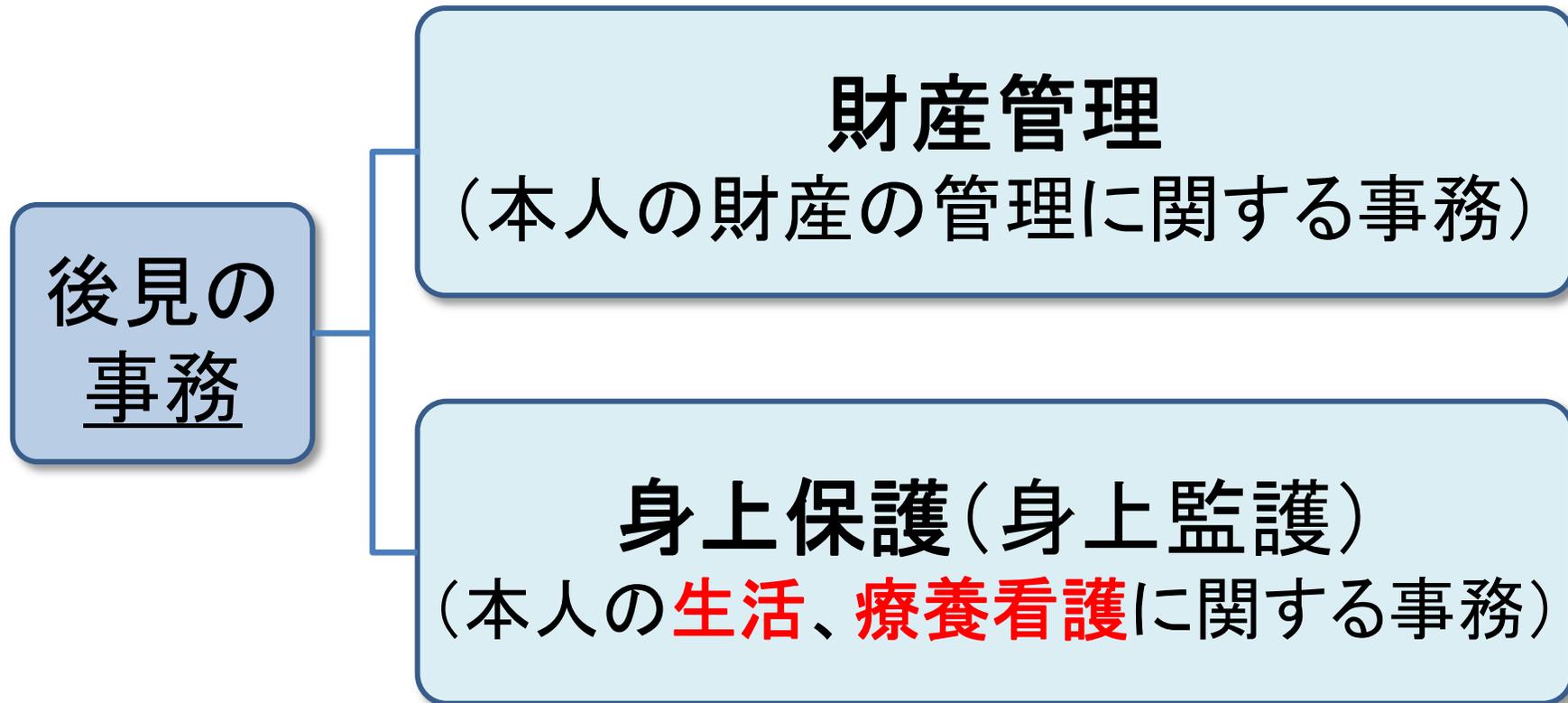


成年後見制度の成立と旧制度

- ・旧制度…禁治産・準禁治産制度。
 - ・禁治産制度＝心神喪失の常況にある人に、家庭裁判所が禁治産の宣告をして、本人に**後見人**をつける
 - ・準禁治産制度＝心神耗弱者（判断能力が不十分な人）または浪費者に、家庭裁判所が準禁治産の宣告をして、本人に**保佐人**をつける。
- 禁治産者等が戸籍に記載されるなどの問題。



- ・現在の成年後見制度…1999年に民法が改正されること
によって成立（2000年に施行）。
禁治産が「**後見**」、準禁治産が「**保佐**」に改められ、これ
に「**補助**」が加えられて3類型に。
また同時に**任意後見**制度が創設。



後見の事務を行う上での注意義務

後見の
事務

注意義務

善管注意義務

- ・ 善良な管理者の注意をもって、後見事務を行う義務。（善管注意＝後見人として一般的に要求される注意。）
- * 自己のためにするのと同じの注意以上に、より注意する必要がある。

↓ (中心的位置づけ)

身上配慮義務

民法第858条：成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

法律行為と事実行為

- ・法律行為＝行為者が、法律効果を生じさせようと意図して行う意思表示のこと。
 - ・後見人は主に次の法律行為を行う。
 - ①契約（預貯金の入出金、介護サービス契約等）
 - ②役所での手続（行政への申請や不服申立て等）
 - ③その他（遺産分割、契約の同意・取消し・追認等）
- 後見人は原則として法律行為だけを行う。

- ・事実行為＝法律行為以外の事実上の行為（本人の介護や世話等）
- 法律行為を行うために必要な事実行為は行う必要がある。（定期面談、施設入所時の施設調査・選定等）

用語の意味

	一般用語	法律用語
後見	後見制度一般 (法定後見、任意後見)	法定後見の後見類型 (未成年後見、成年後見)
後見等	法定後見の3類型 (後見、保佐、補助)	
後見人	すべての後見人を指す一般的名称 (未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人)	法定後見の後見類型の後見人 (未成年後見人、成年後見人)
後見人等 (成年後見人等)	法定後見人 (未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人)	
監督人	すべての後見監督人を指す一般的名称 (未成年後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人)	
後見監督人	同上	法定後見の後見類型の監督人 (未成年後見監督人、成年後見監督人)
後見監督人等 (成年後見監督人等)	法定後見の監督人 (未成年後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人)	
被後見人	法定後見における本人 (未成年被後見人、成年被後見人、被保佐人、被補助人)	法定後見の後見類型の被後見人 (未成年被後見人、成年被後見人)
被後見人等	同上	
本人	後見制度の利用者全般 (未成年被後見人、成年被後見人、被保佐人、被補助人(または、それらになる予定の人)、および任意後見契約の委任者)	後見制度の利用者全般(広義) 任意後見契約の委任者(狭義)

- (1)「**後見**」類型は、「成年後見」と「未成年後見」の2つで構成。
- (2)一般用語において「**等**」の言葉が出てきたときは、3類型(後見・保佐・補助)をすべて含む、という意味。
e.g. 後見等＝後見、保佐、補助
後見人等＝未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人
- (3)法律の条文において「**後見**」という言葉が出てきたときは、後見類型のみを指す。
e.g. 後見人＝未成年後見人、成年後見人
⇔一般用語の「後見人」は、すべての後見人を指す(未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人)
- (4)**本人**＝後見制度の利用(予定)者全般
(未成年被後見人、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の委任者(または、それらになる予定の人))
※狭義：本人＝任意後見契約の委任者

2. 法定後見制度の概要

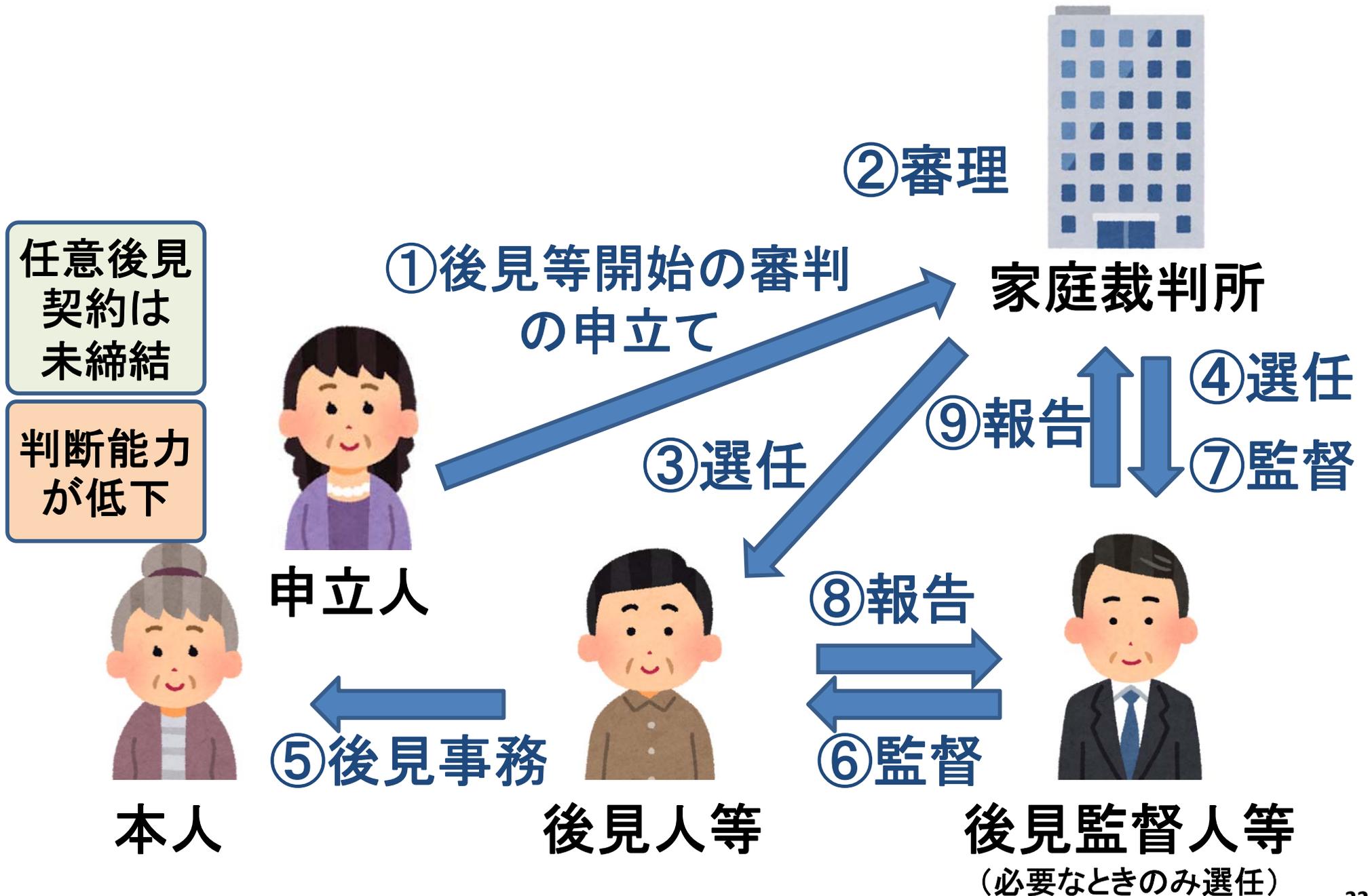
法定後見制度とは

・法定後見制度＝（原則として任意後見契約を結んでいなかった場合、）本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所に後見等開始の申立てを行い、後見等を開始させて、成年後見人等による支援・保護を受ける制度。

・「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分かれている。

・根拠法令は主に**民法**。

法定後見の仕組み



後見等開始の申立手続の流れ

- 申立ての準備 -

- ・本人の精神状態の診断(診断書の取得)
- ・必要書類の収集・準備、申立書の作成など

- 申立て -

- ・申立人が家庭裁判所に後見等開始の審判を申立て(* 緊急の場合は保全処分の申立て)

- 審理 -

- ・家庭裁判所による申立書等の審査
- ・必要な場合、本人の精神鑑定を実施
- ・本人の陳述を聴取
- ・後見人等の候補者の意見聴取

- 審判 -

- ・家庭裁判所が後見等開始の審判を行う
- ・後見人等(および後見監督人等)の選任の審判
- * 申立てを認容しない場合は、申立てを却下

- 審判の告知と確定 -

- ・審判が後見人等や申立人などに告知(通告)
- ・審判に不服な場合は、家庭裁判所に即時抗告
- ・即時抗告がなければ、告知の2週間後に審判が確定(* 確定後、後見が開始される)

- 登記 -

- ・家庭裁判所の囑託により、東京法務局に審判の登記

申立てに必要な書類および費用

必要書類および費用	取寄先
(1)申立書類 ・後見・保佐・補助開始申立書 ・申立事情説明書 ・後見人等候補者事情説明書 ・本人の財産目録および収支状況報告書(+その資料) ・その他(親族関係図、親族の同意書など)	各家庭裁判所・支部の窓口 (※ウェブサイトからダウンロードできるほか、郵送で取り寄せることが可能)
(2)戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)…本人	各自治体の担当窓口
(3)住民票または戸籍附票…本人および後見人等候補者	
(4)登記されていないことの証明書…本人 (証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」の欄にチェックをする。)	全国の法務局・地方法務局(本局)(※郵送の場合は東京法務局のみ)
(5)診断書(成年後見用)および診断書付票(※主治医等に作成してもらう)、本人情報シート(※コピーを提出)、	各家庭裁判所・支部の窓口、各自治体の担当窓口
(6)本人の健康状態に関する資料(療育手帳など)	
(7)費用(申立書類と一緒に納める) ・収入印紙 ①申立費用: 800円、 ②登記費用: 2,600円 ・郵便切手: 3~5,000円程度(申立ての内容によって費用は異なる) ・鑑定費用: 5~10万円程度(鑑定が行われる場合のみ)	郵便局等

※(2)(3)(4)(5)は、発行から3カ月以内でマイナンバーの記載のないものが必要。

後見等開始審判の申立て

- ・申立て先 = 本人の住所地を管轄する家庭裁判所。

- ・申立てを取り下げるためには、家庭裁判所の許可が必要。

後見等開始審判の申立権者

・申立権者 = **本人、配偶者、四親等内の親族**、検察官

＋（上記に追加）

- ①本人が成年被後見人、未成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合：
＋成年後見人、成年後見監督人、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人
- ②本人が任意後見契約を締結している場合：
＋任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- ③本人が65歳以上（＋特に必要がある65歳未満の人）または精神・知的障がい者であって、その福祉を図るため特に必要と認められる場合：
＋市区町村長

後見人等(後見監督人等)の選任

- ・後見等開始の審判と同時に、後見人等(必要な場合、後見監督人等も)の選任の審判も行われる。
- ・後見人等(後見監督人等)の選任に対しては、**即時抗告**(不服申立て)できない。

後見人等(後見監督人等)の欠格事由

- ①未成年者
- ②家裁で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人
- ③破産者(復権していない者)
- ④本人に対して訴訟をした人(+その配偶者と直系血族)
- ⑤行方不明者

監督人のみ: ⑥後見人等の配偶者、直系血族、兄弟姉妹

※欠格事由に該当している人は法定後見人になれない。法定後見人に就任後、欠格事由に該当するとただちにその地位を失う。

※本人と利益相反の関係にある人も選任されにくい。

法定後見人の4つの権限

・代理＝本人に代わって後見人等が、本人のために法律行為を行うこと。【本人の能力の拡張】

・同意＝本人が単独で重要な法律行為を行う場合、保佐人等の同意が必要。→同意を得なかった場合、その行為は、後で取り消すことが可能。【チェック機能】

・取消し＝本人が単独で行った法律行為を遡及的に無効にすること。【消費者被害等の抑止・回復】

・追認＝本人が単独で行った法律行為を確定的に有効なものにすること。【事後的同意】

後見人等(監督人等)の事務の費用と報酬

事務の費用

- ・後見人等および後見監督人等の事務の費用は、本人の財産の中から支出される。

事務の報酬

- ・報酬の可否や金額は、家庭裁判所が審判により決定。
- * 報酬の費用は、本人の財産の中から支出される。
- * 報酬額は、後見人等によって管理されている本人の金融資産に依存。
 - ・後見人等：通常、月2万円 + α 。
 - ・後見監督人等：通常、月1万円程度。

家庭裁判所と後見監督人等による監督

- ・家庭裁判所または後見監督人等は、いつでも、後見人等に対して後見事務の報告や財産目録の提出を求めることができ、また後見事務や本人の財産状況を調査することができる。
- ・**監督の実務：**
 - 家庭裁判所や監督人は、通常1年ごとに、後見人等に対して、後見事務報告書、財産目録、収支状況報告書などの提出を求め、これを調査・確認。(第三者後見人の場合、同時に報酬付与の審判の申立て)
- ・**後見監督人等が選任されている場合：**
 - 後見人等は、後見事務報告書等を後見監督人等に提出。
 - 後見監督人等は、それを確認したうえで家庭裁判所に提出。

後見の終了

法定後見の終了事由

- (1) 本人が死亡する。
- (2) 後見等開始の審判が取り消される。
 - ①後見等開始の原因の消滅(本人の判断能力の回復等)
 - ②任意後見監督人選任の審判(任意後見の開始)

後見人等の任務の終了事由

- (1) 後見人等が死亡する。
- (2) 後見人等が解任される。
- (3) 後見人等が欠格事由に該当する。
- (4) 後見人等が辞任する。(正当な理由により家庭裁判所の許可を得て辞任)
→後任の後見人等が選任される。

3. 任意後見制度の概要

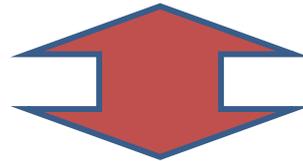
任意後見制度とは

- 任意後見制度 = 将来、自分の判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで**任意後見契約**を結んでおき、判断能力が低下したら、任意後見を開始させて、任意後見人による支援を受ける制度。
- 根拠法令は主に**任意後見契約に関する法律**（任意後見法）と民法（の委任に関する条文）
- 任意後見は、任意後見契約の内容をすべて本人が自分で決定できるため、**自己決定の尊重**を最も具現化した制度といわれている。
- また、法定後見のような資格制限がもともと一切なく、**行為能力も一切制限されない**。
- 任意後見制度は、1999年の任意後見法制定により新たに創設された（2000年に施行）。

法定後見と任意後見の違い

法定後見

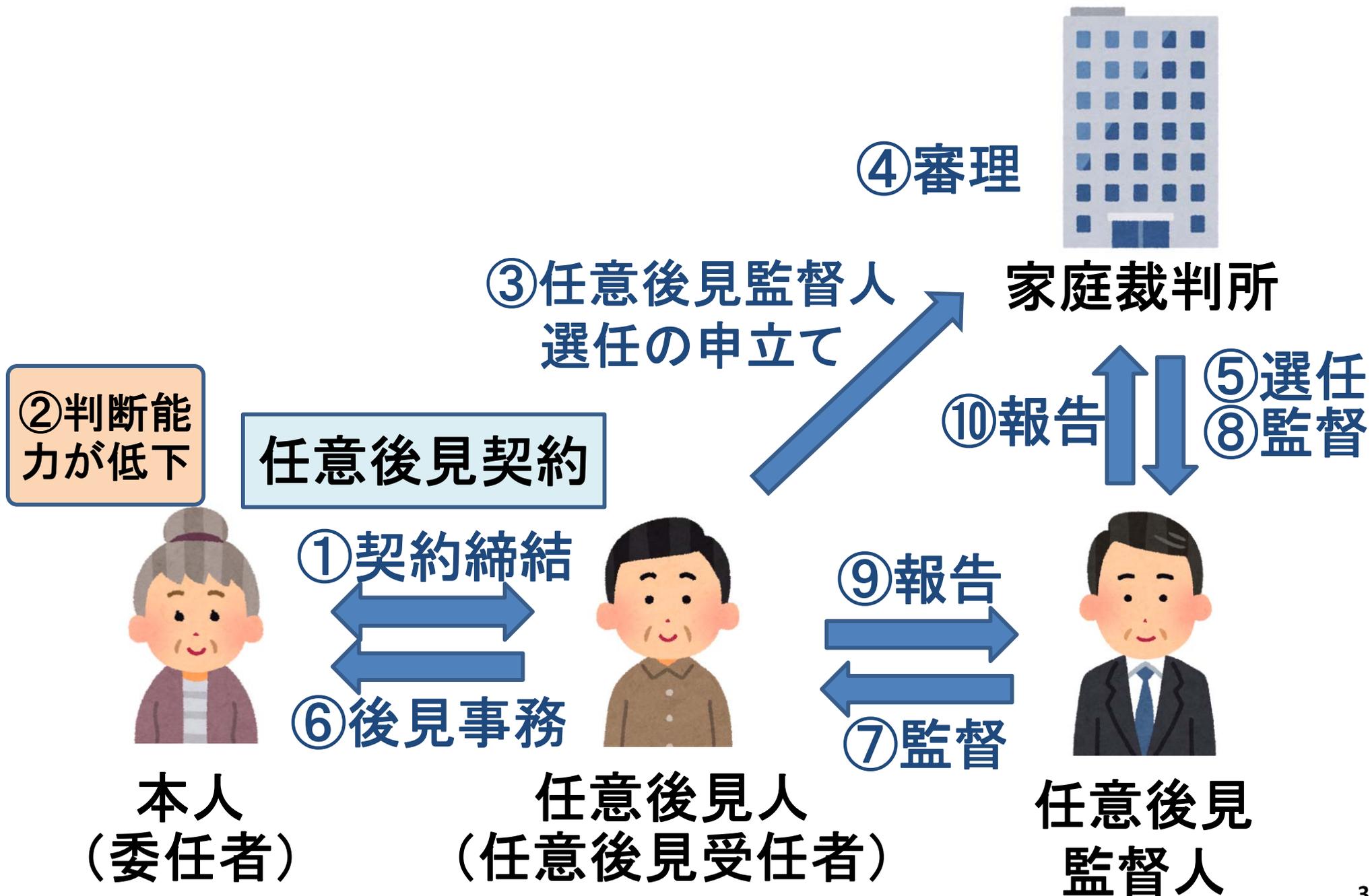
- ・制度を利用する段階において、既に判断能力が低下している人を対象とする事後的措置としての制度。
- ・当事者間の権利義務関係が**法律**から生じる。



任意後見

- ・まだ判断能力が十分なときから、判断能力が低下した時のことを想定して、あらかじめ準備をしておく事前的措置としての制度。
- ・当事者間の権利義務関係が**契約**から生じる。(権利義務は契約書の内容に依存。契約当事者のみを拘束。)

任意後見の仕組み



任意後見契約とは

- ・任意後見制度では、委任者(本人)と受任者が「**任意後見契約**」を締結する。

- ・任意後見契約＝
「委任者が、受任者に対し、精神上的障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する**委任契約**であって、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるもの(任意後見法第2条第1項第1号)」

委任の内容

- ・任意後見契約＝**委任契約**の一種
 - * 委任契約＝当事者の一方が、法律行為をすることを相手方に委託する契約。
- ・委任の内容は、「本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務」(＝後見の事務)。
- ・任意後見契約により、後見事務を行うための代理権が任意後見人に付与される。
- ・委任事項としては、原則として法律行為に限定され、事実行為は含まれない。

任意後見の手続の流れ

－ 任意後見契約の締結 －

- ・本人と任意後見受任者が公正証書により、任意後見契約を締結する
- ・任意後見契約締結の登記がなされる

－ 本人の判断能力の低下 －

- ・精神上的障がいにより、本人の判断能力が不十分になる

－ 任意後見監督人選任の申立て －

- ・申立権者が家庭裁判所に、任意後見監督人選任の申立てを行う

－ 任意後見監督人選任の審判 －

- ・家庭裁判所が任意後見監督人を選任する審判を行う
- ・それにより任意後見契約が発効し、任意後見が開始される
- ・任意後見監督人選任の登記がなされる
- ・任意後見受任者は任意後見人となり、以後、任意後見契約によって委任された事務を遂行する
- ・選任された任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督する

任意後見契約の締結

- ・任意後見契約の締結は、所定の様式による**公正証書**によって行わなければならない。
- ・まず本人と受任者（または公証人）は、話し合いを通じて本人の要望に沿った任意後見契約の原案を作成。
- ・その上で、公証役場の公証人に任意後見契約公正証書を作成してもらう。
- ・公正証書の作成は、基本的に全国のどの公証役場の公証人に依頼してもよい。
* ただし公証人は、所属する法務局の管轄区域を越えて出張面談をすることができない。

公正証書作成に必要な書類と費用

- 必要書類 -

- 本人：戸籍謄抄本、住民票、身分証明書
- 任意後見受任者：住民票、身分証明書
(※発行から3カ月以内のもの)

- 必要な費用 -

- 公正証書の作成手数料：13,000円(契約1件当たり)
- 公正証書代：およそ10,000円～(ページ数に依存)
- 任意後見契約の登記の嘱託手数料：1,600円
- 登記手数料：2,600円(1件当たり)
→ 契約1件当たり合計約3～6万円(ページ数に依存)

任意後見監督人選任の申立てと審判

申立て先と申立権者

- ・申立て先＝ **本人の住所地**を管轄する家庭裁判所
 - ・申立権者＝ **本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者**
- * 通常は、任意後見受任者が申立てを行う。

- ・本人以外の者による申立ての場合、本人の同意が必要（意思表示ができないときは、同意は不要）。
- ・任意後見受任者が、①法定後見人の欠格事由に該当していたり、②任意後見人の任務に適しない事由（不正な行為、著しい不行跡など）があるときは、審判はなされない。

申立てに必要な書類と費用

必要書類および費用	取寄先
(1) 申立書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意後見監督人選任申立書 ・ 申立事情説明書（任意後見） ・ 任意後見受任者事情説明書 ・ 本人の財産目録と収支状況報告書（＋その資料） ・ その他（親族関係図など） 	各家庭裁判所・支部の窓口 （ホームページからダウンロード、または郵送で取り寄せ）
(2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、住民票または戸籍附票…本人、住民票または戸籍附票…任意後見受任者	各自治体の担当窓口
(3) 登記されていないことの証明書…本人 （証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」の欄にチェックをする。）	全国の法務局・地方法務局（本局）（※郵送の場合は東京法務局のみ）
(4) 後見登記事項証明書（任意後見）	
(5) 任意後見契約公正証書（コピーを提出）	公証人役場
(6) 診断書（成年後見用）、診断書付票、本人情報シート（コピーを提出）	各家庭裁判所・支部の窓口（ホームページか郵送）
(7) 費用（申立書類と一緒に納める） <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙 <ul style="list-style-type: none"> ①申立費用：800円、②登記費用：1,400円 ・ 郵便切手：3～4,000円程度 ・ 鑑定費用：5～10万円程度（鑑定が行われる場合のみ） 	郵便局等

※(2)(3)(4)(6)は、発行から3カ月以内でマイナンバーの記載のないものが必要。

任意後見監督人の選任

- ・任意後見監督人になるために、特に資格は必要ないが、法律専門職(特に弁護士)が選任されることがほとんど。

- 任意後見監督人の欠格事由 -

- ① 未成年者
- ② 家裁で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人
- ③ 破産者(復権していない者)
- ④ 本人に対して訴訟をした者(およびその配偶者や直系血族)
- ⑤ 行方不明者
- ⑥ 任意後見受任者(または任意後見人)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹

任意後見人の職務

- ・基本的に、法律で定められている任意後見人の職務は、法定後見人のものと同じ。

- ・任意後見人は、任意後見契約に基づき、本人の「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」を行う。

－ 事務を行う際の注意義務 －

- ・善管注意義務：善良な管理者としての注意義務
- ・身上配慮義務：本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮する義務

任意後見人の権限

・任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権の範囲でその事務を行う。代理権目録に記載されていない事務は、権限がないため行えない。

・法定後見と違い、任意後見人に付与される権限は**代理権のみ**であり、同意権・取消権・追認権は持たない。

一般的な委任事務

- ①財産の管理・保存・処分・変更
- ②金融機関との預貯金や金融商品等の取引
- ③定期的な収入の受領および費用の支払い
- ④生活費の送金や生活に必要な商品の購入
- ⑤相続や遺贈に関すること
- ⑥保険の契約や保険金の受領
- ⑦印鑑や権利書などの保管・利用
- ⑧住民票や戸籍などの証明書の請求や税金の申告・納付
- ⑨要介護認定の申請や不服申立て
- ⑩医療の受診や入院に係る契約や費用の支払い
- ⑪介護や福祉のサービス利用契約
- ⑫不動産の売買や賃貸借契約など
- ⑬住居等の新築・増改築・修繕など
- ⑭紛争処理に関する示談や訴訟行為についての授権
- ⑮復代理人の選任および事務代行者の指定

任意後見人と監督人の事務の費用および報酬

- 事務の費用 -

- 任意後見人：任意後見契約に、本人の財産から支出されるように規定するのが通常。
- 任意後見監督人：本人の財産から支出される（法定）。

- 事務の報酬 -

- 任意後見人：任意後見契約の中に報酬規定を定める。
（通常、月1～3万円程度。）
- 任意後見監督人：家庭裁判所が審判により決定する。
（通常、月1万円程度。）
- * 報酬の費用は、本人の財産の中から支出される。

任意後見契約の終了

- (1) 契約当事者（本人または任意後見人（ないし任意後見受任者））によって任意後見契約が解除されたとき
 - ① 任意後見開始前：公証人の認証を受けた書面により、いつでも解除することができる。
 - ② 任意後見開始後：解除する正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て解除することができる。
- (2) 任意後見人が解任されたとき
- (3) 契約当事者が死亡したとき
- (4) 契約当事者が破産手続開始の決定を受けたとき
- (5) 本人が後見等開始の審判を受けたとき（法定後見の開始）
- (6) 任意後見人（ないし任意後見受任者）が後見開始の審判を受けたとき
- (7) 契約当事者が約定していた任意後見契約の終了条件が成就したとき